

こちらは、法改正前の免許更新制度により失効した免許状の再授与申請を行う場合の案内です。新規または追加で免許状を取得される方は、窓口での申請のみとなります。下記の書類では申請いただけませんので、[こちら](#)を確認の上、窓口で申請してください。

【他府県授与の教員免許状を再申請する場合】

再授与申請用

- 申請方法 教育職員免許法 第6条 **別表第3**
 - 取得内容 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許状について、実務経験を活かして2種免許状を1種免許状(1種免許状を専修免許状)に上進する場合
 - 主な取得要件 2種(又は1種)免許状を取得した**後**の教員^{※1}としての実務経験と修得した単位
- ※1 最低実務年数を超える実務年数があるときは、施行規則第68条の「教育の職」の実務年数を通算可。

	書 類	備 考
1	教育職員免許状検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
2	身体に関する証明書 【証明日から1年以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。
3	実務に関する証明書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長(学校長)及び実務証明責任者から証明を受けてください。(所属長→実務証明責任者の順で証明を受けること。)
4	学力に関する証明書	・大学等で入手してください。 ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する免許状の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。
5	人物検定に係る確認書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
6	宣誓書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
7	失効した全ての教員免許状の原本とコピー	・教育委員会へ返納済の場合や免許状原本を紛失している場合、「紛失・返納済届」を提出してください。
8	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役所で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。 ※従前戸籍が記載されているものが必要です。戸籍の異動が2回以上ある場合は、除籍抄本等も必要です。(取得方法など詳細は役所に問い合わせてください。)
9	免許状送付用の返信用封筒	・角型2号封筒に490円分(◆1参照)の切手を貼り、宛先を明記したもの
10	受付書送付用の返信用封筒 【窓口申請の場合は不要です】	・長形3号封筒に84円分(◆2参照)の切手を貼り、宛先を明記したもの
11	手数料 免許状1枚につき5,600円 郵送申請の場合は大阪府手数料納付済証原本または領収書のコピー	・申請にかかる手数料です。窓口申請の場合は書類審査の後、納付窓口にて納付していただきます。 ・郵送申請の場合は こちら から手続きの上、コンビニ店舗で納付してください。納付後、納付済証等が発行されますので、同封ください。

※すでに学士資格を取得している方が、“2種免許から1種免許に上進する場合”または“助教諭免許から1種免許または2種免許に上進する場合”は、上記に加え、「大学の卒業証明書」(発行日から6か月以内のもの)を提出してください。

※申請の状況によっては、上記書類以外に、追加で書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

◆1 免許状5枚から10枚申請する場合は、郵便切手560円分を貼付ください。

◆2 免許状5枚から10枚申請する場合は、郵便切手94円分を貼付ください。